

金ケ崎町告示第10号

金ケ崎町民間宅地開発事業補助金交付要綱を次のように定め、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月28日

金ケ崎町長 高橋 由一

金ケ崎町民間宅地開発事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、宅地開発事業を実施する民間事業者に対して、予算の範囲内において、金ケ崎町民間宅地開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、宅地開発計画地域における良好な市街地の開発の促進を図り、もって定住人口の増加に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (2) 民間事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、宅地開発事業を行う者をいう。
- (3) 宅地開発事業 金ケ崎町宅地開発指導要綱（平成16年金ケ崎町告示第88号。「以下「指導要綱」という。）第3に定める宅地開発計画区域（以下「宅地開発計画区域」という。）において、新たに一戸建て住宅の用に供する目的で行われる開発行為をいう。
- (4) 公共施設等 開発行為をする土地の区域内に整備されるものであって、法第4条第14項に規定する公共施設、集会施設及びごみ集積場等の公益的施設をいう。ただし、指導要綱第2第6号及び第7号に定める計画道路、計画水路は除くものとする。

(補助対象事業)

第3 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、民間事業者が宅地開発計画区域において実施する宅地開発事業で、法第29条の規定により開発行為の許可を受けたものとする。

（補助金の額等）

第4 補助金は、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額は、1平方メートル当たり3,000円に公共施設等の用地面積を乗じて得た額とする。ただし、500万円を上限とし、1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付の申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第29条の規定による開発行為の許可を受けた日から起算して3月以内に、金ケ崎町民間宅地開発事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 開発行為許可指令書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第6 町長は、第5による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、相当と認めるときは、金ケ崎町民間宅地開発事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定を行うにあたり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（事業計画の変更等）

第7 第6第1項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、金ケ崎町民間宅地開発事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、法第35条の2第1項に規定する軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、金ケ崎町民間宅地開発事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知す

るものとする。

(実績報告)

第8 交付決定者は、補助対象事業が完了し、法第36条第2項の規定による工事完了の検査済証の交付を受けた日から起算して3月以内に、金ケ崎町民間宅地開発事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 開発行為に関する工事の検査済証の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9 町長は、第8の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書及びその他関係書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、金ケ崎町民間宅地開発事業補助金額確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10 交付決定者は、第9の規定による補助金の額の確定後、金ケ崎町民間宅地開発事業補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第11 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの告示に違反したとき。
- (3) その他、町長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第12 町長は、第11の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

2 補助金の交付の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日以後において、この要綱に基づく補助金の交付の申請を行うことができないものとする。

(関係書類の整理)

第13 交付決定者は、補助金の交付に関する書類を補助金の交付を受けた日以後の最初

の4月1日から起算して5年間整理保存しなければならない。

(失効)

第14 この要綱は、平成34年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6の規定により補助金の交付の決定を受けた者については、同日後も、なおその効力を有する。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所

申請者

連絡先

— —

金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金交付申請書

金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金の交付を受けたいので、金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 開発行為許可指令書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5関係）


事業計画書

所在及び地番	金ヶ崎町		
開発行為の許可 年月日番号	年 月 日 第 号		
土地利用計画	区分	面積	割合
	住宅用地	m ²	%
	公共施設及び 公益的施設用地	m ²	%
	その他の用地	m ²	%
	合計	m ²	%
道路配置	幅員 m	延長 m	
事業費	補助対象	円	
	補助対象外	円	
	合計	円	
分譲予定区画	面積	m ² ～ m ² 平均 m ²	
	区画数	区画	
造成工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日		
分譲開始予定年月日	年 月 日		
分譲予定価格	1 m ² 当たり	円/m ² ～	円/m ²
	1 区画当たり	千円～	千円

様式第3号（第6関係）

第 号
年 月 日

様

金ヶ崎町長 

金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金について、
下記のとおり交付することに決定したので、金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金交付要綱第
6の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 条 件

様式第4号（第7関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所

申請者

連絡先 — —

金ヶ崎町民間宅地開発事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金交付要綱第7第1項の規定により、その承認を申請します。


記

- 1 交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

様式第5号（第7関係）

第 号
年 月 日

様

金ヶ崎町長 

金ヶ崎町民間宅地開発事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）申請のあった金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金について、下記のとおり決定したので、金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金交付要綱第7第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 変更（中止・廃止）年月日 年 月 日

様式第6号（第8関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所

申請者

連絡先 — —

金ヶ崎町民間宅地開発事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた宅地開発事業が完了したので、金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金交付要綱第8の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 開発行為に関する工事の検査済証の写
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第8関係）


事業実績書

所在及び地番	金ヶ崎町		
開発行為の許可 年月日番号	年 月 日 第 号		
土地利用計画	区分	面積	割合
	住宅用地	m ²	%
	公共施設及び 公益的施設用地	m ²	%
	その他の用地	m ²	%
	合計	m ²	%
道路配置	幅員 m	延長 m	
事業費	補助対象	円	
	補助対象外	円	
	合計	円	
分譲区画	面積	m ² ～ m ² 平均 m ²	
	区画数	区画	
造成工事期間	年 月 日～ 年 月 日		
分譲開始年月日	年 月 日		
分譲価格	1 m ² 当たり	円/m ² ～	円/m ²
	1 区画当たり	千円～	千円

様式第8号（第9関係）

第 号
年 月 日

様

金ヶ崎町長 

金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった宅地開発事業について、補助金の額を
確定したので、金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金交付要綱第9の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第9号（第10関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所

申請者

連絡先 — —

金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知を受けた金ヶ崎町民間宅地開発事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額		円	
振込口座	金融機関名		
	支 店 名	支店	
	口座番号等	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
	口座名義人	フリガナ 氏名	